徳島県循環器病対策推進計画の概要について

策定の方法と他の計画との関係

〇都道府県循環器病対策推進計画（法第１１条抜粋）

・ 都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とし、当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計画（以下「計画」という。）を策定しなければならない。

・ 計画を策定しようとするときは、都道府県循環器病対策推進協議会の意見を聴かなければならない。

・ 計画は、医療計画、健康増進計画、介護保険事業支援計画等と調和が保たれたものでなければならない。

スケジュール

・令和２年
　１１月：　徳島県循環器病対策推進協議会設置
　１２月：　第1回協議会：県計画（骨子案）を協議
・令和3年
　１月：　健康対策審議会で県計画（骨子案）を審議
　２月：　２月議会（事前）で県計画（骨子）を報告

　４月：　第2回協議会：県計画（素案）を協議
　５月：　健康対策審議会で県計画（素案）を審議
　６月：　６月議会（事前）で県計画（素案）を報告
　７月：　パブリックコメント
　８月：　第3回協議会；県計画（案）を協議
　　健康対策審議会で県計画（案）を審議
　９月：　９月議会（事前）で県計画（案）を報告

県計画の骨子（案）

Ⅰ　計画の趣旨
Ⅱ　全体目標
　【「健康寿命の延伸」「脳血管疾患・心疾患による年齢調整死亡率の減少」の各指標】
Ⅲ　本県の現状
Ⅳ　分野毎の現状・課題と主要な施策の方向性
　１　循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
　　「健康とくしま運動」による県民運動の展開、食生活・身体活動等の改善、受動喫煙防止等

　２　保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
　（１）循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
　　【特定健診・特定保健指導の実施率向上等】
　（２）医療提供体制の構築
　　①救急搬送、救急医療体制の確保
　　【速やかな搬送体制の整備、二次救急医療体制の確保、三次救急医療体制の強化と地域間格差の是正の取組】
　　②急性期から慢性期までの切れ目のない医療提供体制の構築
　　【循環器病に係る高度な医療提供体制の構築、患者の状態に応じたリハビリと緩和ケアの実施、医療従事者の総合的な確保、在宅利用提供体制の整備、かかりつけ医と病院との連携促進等】
　　③小児期から成育過程を通じた循環器病対策
　　【乳幼児健康診査・児童生徒等の健康診断の実施、移行医療を含めた総合的な医療体制とともに関係機関と連携した支援の充実】
　（３）多職種連携による循環器病対策・循環器病患者支援
　　①多職種連携による医療・介護連携の促進
　　【地域包括ケアシステムの構築推進、在宅医療・介護の連携促進】
　　②循環器病の後遺症を有する者に対する支援
　　【専門機関による治療と仕事の両立支援の実施、関係機関が連携した就労支援】
　　③循環器病に関する適切な情報提供
　　【科学的根拠に基づく情報提供、県民向けの分かりやすい情報提供に関する検討

　３　循環器病の研究推進